

プール運営団体認定規則

(目的)

第1条 プール運営団体認定制度(以下「運営認定制度」という。)は、公益社団法人 日本プールアメニティ協会(以下「協会」という。)が遊泳用プールの施設運営団体に一定の基準を定め、その基準に適合する事業者に対して認定(以下「認定団体」という。)を行い、プール運営認定証(以下「運営認定証」という。)を交付することにより、わが国の遊泳用プールの衛生水準、安全性およびアメニティの向上を図り、その健全な発展に寄与することを目的とする。

(趣旨)

第2条 平成15年度に施行された指定管理者制度により、それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができるようになった。この制度により施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上や、管理運営経費の削減により、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減を図ることができる。

しかしながら、「適切な管理者が見当たらない」などの理由で、この制度を取り入れることをためらう自治体もある。そうした中で、プール施設の管理・運営者の選定についての指針となる公正な基準を規定し、専門的な技能・知識・組織を持った運営団体を認定し、利用者が安全性のより高い、衛生的でアメニティなプール施設を安心して利用できることを目指した制度である。

(認定の基準)

第3条 認定は、プール施設の運営をする事業者(以下「運営団体」という。)が提出した申請書が別に定めるプール施設運営基準(以下「運営基準」という。)に適合している場合、認定する。

- 2 認定は申請書類の審査および実地調査を行う
- 3 認定後、申請書類の内容に重大な変更をした場合は、別に定めるところにより、届け出なければならない。

(審査機関)

第4条 審査機関として、プール施設運営認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選による。
- 4 委員会はこの認定規則及び認定基準に基づき審査及び検証を行う。

(申請)

第5条 運営団体がプール施設運営認定の申請をするときは、プール運営団体認定申請書(様式第1号)に別に定める書類を添付し、別表-1に定める申請手数料(実地調査にかかわる費用を含む)を協会に納付しなければならない。

(申請資格)

- 第6条 認定を受けようとする者は、次の各号に該当しなければならない。
- 2 事業経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
 - 3 原則として、2年以上の事業実績を有し、今後も継続してプール施設の管理・運営が可能なこと。
 - 4 認定団体の取消しを受けた団体は、取消し後2年以上経過していること。
 - 5 本事業以外の事業を営む場合は、本事業の社会的信用を損なうものでないこと。
 - 6 反社会的団体に所属または関係する役員がいないこと。

(審査)

- 第7条 委員会は、申請された書類を審査し運営基準に適合するか否かを判定する。
- 2 審査は、書類審査と実地調査を行う。
 - 3 委員長は、前項の審査結果を理事会に報告する。

(認定)

- 第8条 会長は理事会の報告に基づき、申請団体を認定する。
- 2 認定日は、理事会が認めた日とする。
 - 3 認定期間は認定の日より2年間とする。ただし、最初の認定期間の終了は2年を経過した後の3月末日とする。
 - 4 会長は運営団体を認定したときは、当該団体に対して運営認定証を交付する。
 - 5 運営認定証を交付された認定団体は、別表-1に定める認定料を協会に納付しなければならない。

(認定の更新)

- 第9条 認定団体がプール施設運営認定の更新を申請するときは、プール運営認定(再)申請書(様式第2号)に別に定める書類を添付し、別表-1に定める申請手数料を、協会に納付しなければならない。

(認定証)

- 第10条 認定団体は、別表-2に定める運営認定証を表示することができる。
- 2 認定団体は、認定を受けていない団体に、運営認定証を貸与してはならない。
 - 3 認定団体は、認定の取消しを受けたときは、運営認定証を返却しなければならない。

(認定団体の責務)

- 第11条 認定団体は、常に保健所と緊密に連携し、遊泳用プールの安全・衛生及びアメニティの向上のため、努めなければならない。

(届出)

第12条 認定団体は、次の事実が発生したときはその日から30日以内に、協会へ届けなければならない。

- (1) 事業の廃止
- (2) 監督官庁から営業の停止処分を受けた時
- (3) 事業内容の変更
- (4) 団体名及び所在地の変更
- (5) 代表者、担当者の変更

(検証調査)

第13条 第12条に定める事実が生じたとき、認定基準に違反するなどの疑いがあるにもかかわらず、変更届が出されていない場合、理事会は当該認定団体の同意を得て、委員会に検証調査を依頼する。

- 2 当該検証調査のために必要となる費用は、認定団体の負担とする。

(調査協力及び報告義務)

第14条 認定団体は、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 書類審査及び実地調査のほか、理事会が特に必要と認めて実施する検証調査や資料の提出について、協力すること。
- (2) プール利用者などからプール認定に起因する損害賠償を請求されたとき、又はその他重大な事故が発生したときは、直ちにその内容と結果を報告すること。
- (3) 監督官庁から指導・指摘を受けたときは、直ちにその内容と改善結果を報告すること。

(取消)

第15条 認定団体が、第3条に規定する認定基準の要件を欠く場合、又は認定団体が第14条及に規定する調査協力及び報告義務を怠り、或いは認定の実施に支障を及ぼす行為をした場合は、理事会は委員会に調査を依頼する。その調査結果に基づく改善勧告に従わず、改善が認められない場合は認定の取消をする。

(苦情の処理)

第16条 協会は、認定団体に関する、施設管理(所有)者・施設利用者もしくは第三者からの苦情に対して、厳正かつ公正に対応しなければならない。

損害賠償

第17条 認定団体は、運営認定を起因とする各種の損害賠償に対処するため、損害賠償保険に加入しなければならない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、運営認定の対象となる運営団体に関して必要な事項は理事会が委員会に諮問し、別に定めるところによる。

- 2 認定団体はその認定が取り消された場合、またはその事業を廃止した場合は、すみやかに運営認定証を返却すること。
- 3 この認定の対象となる運営認定基準については、社会的環境の変化等を踏まえ、適宜改定を行う。

附則 1. この要綱は、平成22年1月1日から適用する。
2. 理事会は、必要に応じ別に定める経過措置を講ずることができる。

附則 この要綱は、平成24年11月27日から適用する。

別表-1

プール運営認定申請等の諸費用

番 号	項 目	金 額	備 考
1	申 請 料	50,000 円	実地調査にかかわる費用を含む 初回のみ
2	認 定 料	30,000 円	初回のみ
3	更 新 料	30,000 円	更新時(2年毎)
4	認 定 証 再 発 行	5,000 円	送料共
5	検 証 調 査 費	実費	認定基準に違反する疑いがあり、理事会が必要と認めた時



認定証

プールアメニティ株式会社 殿

貴団体は公益社団法人日本プールアメニティ協会が定めるプール運営団体認定基準に適合していることを証します

認定番号 JPAA-M-0000

自 平成 00 年 00 月 00 日

認定期間

至 平成 00 年 00 月 00 日

平成22年4月1日

公益社団法人 日本プールアメニティ協会

理事長 長島 弘典